

食品安全委員会プリオン専門調査会（第10回）

提出資料

平成16年6月1日

農 林 水 産 省

	(頁)
1 牛トレーサビリティ制度について	1
〔 (1) 方法と運用状況 (2) 各種統計情報（登録数、食用にと殺された牛の数、年齢別、性別など） 〕	
2 飼料の規制について	4
〔 (1) 規制状況 (2) 運用・監督状況（立入検査の実施状況、検査方法とその結果） (3) 飼料製造登録工場数など (4) 違反事例 (5) その他 〕	
3 死亡牛BSE検査の結果について	8
〔 (1) 各種統計情報（報告数、年齢別、性別、死亡原因別） (2) ELISA 検査陽性で、確認検査が陰性となった症例数及びその結果 (ELISA 値を含む) 〕	

() 内は事務局依頼事項

牛トレーサビリティ制度について

1. 法律の目的

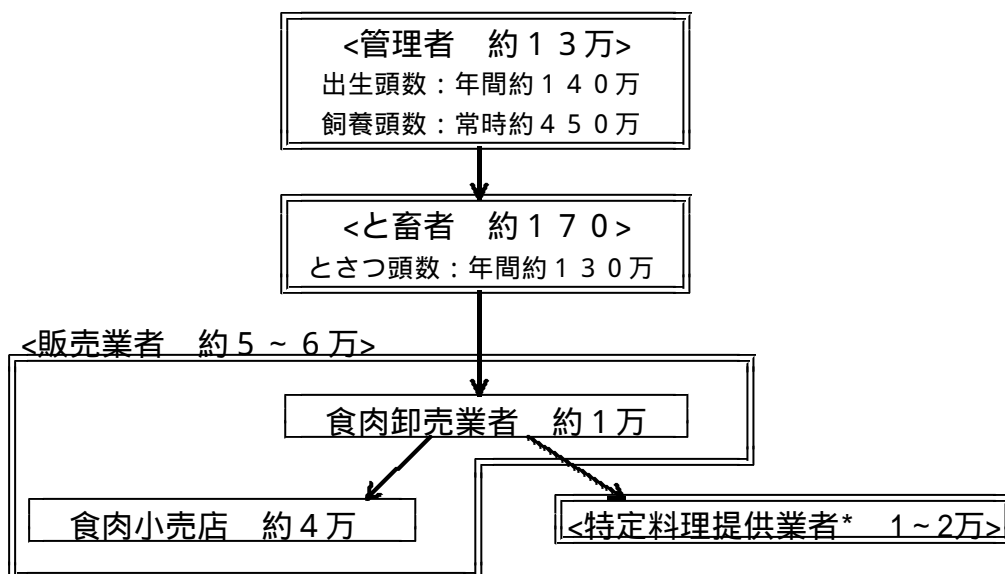
「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(以下、「法」という。)の目的は、BSEのまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進すること。

2. 法律の施行時期等

法は、昨年6月に公布され、流通段階の措置を除く生産・と畜段階の措置について12月から施行。本年12月からは流通段階の措置についても施行。

H14.1~6	耳標の一斉装着
H14.7.4	牛海綿状脳症対策特別措置法施行
H15.6.11	法公布
H15.12.1	法施行(生産・と畜段階の措置) 既存牛：2月末までに再届出(個体識別番号,雌雄),5月末までに記録 出生牛：出生の届出(出生年月日,雌雄,母牛個体識別番号,種別) 全牛：転出・転入・死亡の届出
H16.12.1	法施行(流通段階の措置)

・制度の対象者



*)焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキの専門店

制度の概要



牛

平成15年12月1日施行
(注)平成15年12月1日の既存牛及び同日以降の出生・輸入牛が対象

出生

異動
(譲渡し・譲受け等)

とさつ

管理者(輸入者・輸出者)

と畜者

販売業者・特定料理提供業者

牛に個体識別番号が印字された耳標を装着(取り外し禁止)

精肉など特定牛肉に個体識別番号を表示し伝達

農林水産大臣への届出<(独)家畜改良センターに委任>

15年12月1日時点の
既存牛の届出(16年2月末まで)

出生の届出

- 出生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別

輸入の届出

- 輸入年月日
- 雌雄の別
- 牛の種別
- 輸入先の国名

*届出により
個体識別番号決定

譲渡し等(転出)の届出

- 個体識別番号
- 譲渡し等の年月日
- 譲渡し等の相手先

譲受け等(転入)の届出

- 個体識別番号
- 譲受け等の年月日
- 譲受け等の相手先

死亡の届出

輸出の届出

とさつの届出

- 個体識別番号
- とさつの年月日
- 譲受け等の相手先

届出の内容

農林水産大臣による個体識別台帳の作成<(独)家畜改良センターに委任>

個体識別台帳=牛のデータベース

個体識別番号

- この牛の情報
出生の年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など
- この牛を管理した者の情報
管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報
- この牛のとさつ・死亡の情報
とさつの年月日及びと畜場の名称、死亡の年月日など

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。

牛肉

平成16年12月1日施行
(注)平成16年11月30日以前にとさつされた牛の牛肉は対象外

枝肉

部分肉

精肉・特定料理

消費者

取引の記録・保存(帳簿の備え付け)

帳簿の備え付け

- 個体識別番号
- 引渡しの年月日
- 引渡しの相手先
(氏名又は名称・住所)
- 引渡しの重量

帳簿の備え付け

- 個体識別番号
(又はロット番号)
- 仕入れの年月日
- 仕入れの相手先
(氏名又は名称・住所)
- 仕入れの重量
- 販売の年月日
- 販売の相手先
(氏名又は名称・住所)
- 販売の重量

相手が消費者となる
食肉小売店及び特定
料理提供業者は不要

平成16年11月30日までに
とさつされた牛の牛肉には
表示などの義務はありません。

精肉などに表示された
個体識別番号で
牛の生産履歴を
検索可能

牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
1234567890	H14.06.05	去勢(雄)	1012345678	黒毛和種

	飼養地	異動内容	異動年月日	住所	氏名または名称
1	福島県	出生	H.14.06.05	西白河郡西郷村	家畜改良センター
2	福島県	転出	H.15.02.04	西白河郡西郷村	家畜改良センター
3	岩手県	転入	H.15.02.04		
4	岩手県	既存牛の届出	-		
5	岩手県	転出	H.16.11.30		
6	岩手県	搬入	H.16.11.30	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター
7	岩手県	と畜	H.16.12.01	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター

(注)住所、氏名または名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開します。
また、雄の場合、とさつされるまでは「オス」、とさつ後は「去勢(雄)」と表示されます。

HPに生産履歴を公開

<http://www.nlbc.go.jp/>
(携帯用サイトも準備中:5月開始予定)

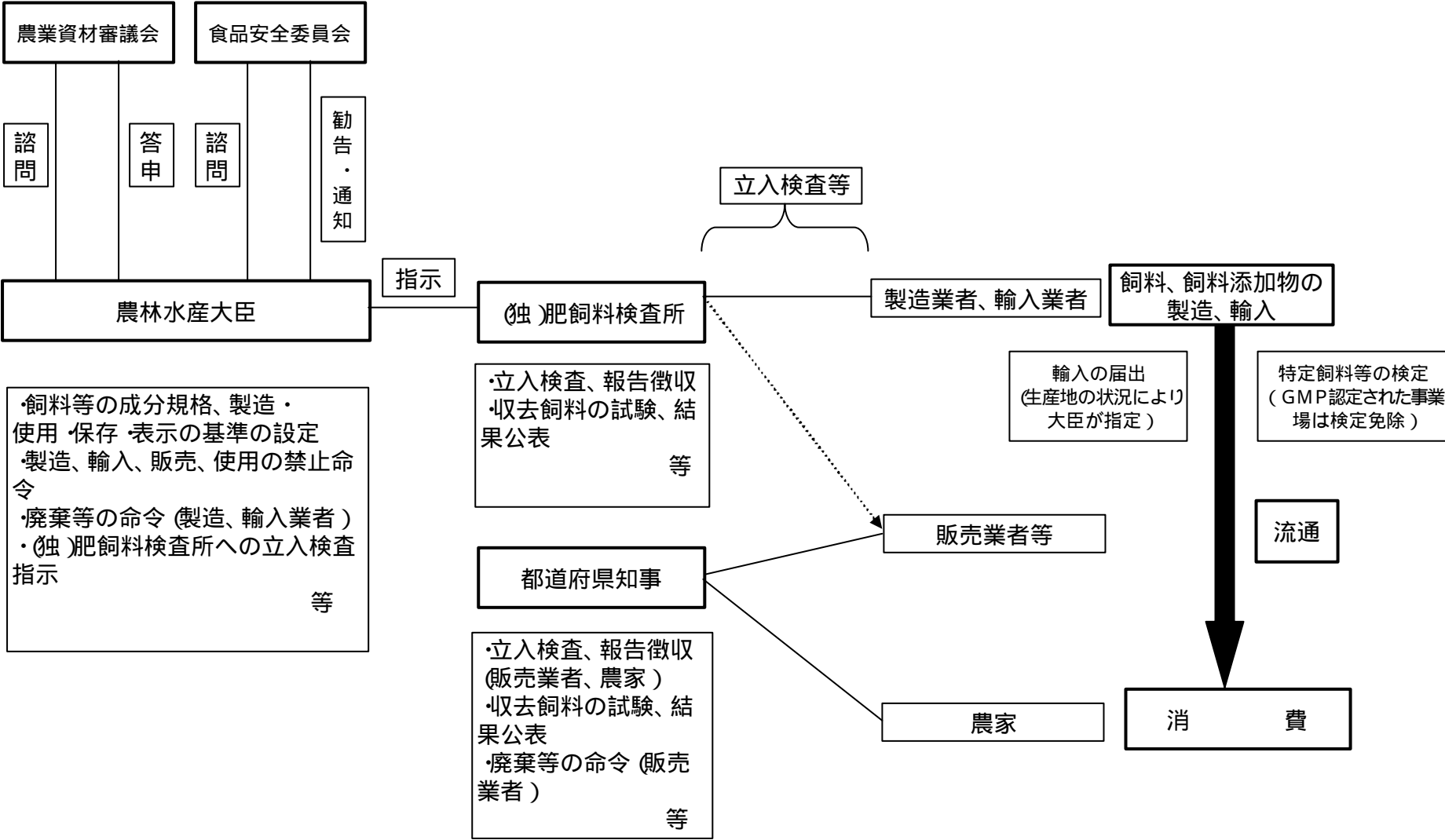
(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、とさつ直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。

(独)家畜改良センターへの報告に基づく年齢別と畜頭数 (平成 15年度)

年齢	と畜頭数				構成比 (%)		
	計	オス	メス	不明	計	オス	メス
0	8,422	7,653	767	2	0.8	1.2	0.2
1	248,718	231,502	17,174	42	22.3	37.6	3.5
2	624,941	369,964	254,874	103	56.1	60.1	51.9
3	31,909	4,762	27,140	7	2.9	0.8	5.5
4	27,041	324	26,712	5	2.4	0.1	5.4
5	30,603	210	30,391	2	2.7	0.0	6.2
6	29,101	106	28,994	1	2.6	0.0	5.9
7	24,288	66	24,219	3	2.2	0.0	4.9
8	19,518	45	19,468	5	1.8	0.0	4.0
9	14,836	36	14,800	0	1.3	0.0	3.0
10	10,703	24	10,678	1	1.0	0.0	2.2
11	8,599	34	8,563	2	0.8	0.0	1.7
12	7,287	34	7,253	0	0.7	0.0	1.5
13	6,272	32	6,237	3	0.6	0.0	1.3
14	5,208	85	5,122	1	0.5	0.0	1.0
15	3,545	6	3,539	0	0.3	0.0	0.7
16	2,256	1	2,253	2	0.2	0.0	0.5
17	1,311	5	1,306	0	0.1	0.0	0.3
18	652	2	650	0	0.1	0.0	0.1
19	275	0	275	0	0.0	0.0	0.1
20以上	121	0	121	0	0.0	0.0	0.0
不明	8,041	330	429	7,282	0.7	0.1	0.1
計	1,113,647	615,221	490,965	7,461	100	100	100

(注)5月24日集計。法施行が平成15年12月1日であるため、11月30日までにと畜された牛の情報はずべて法の対象外の報告、11月30日以前に出生し12月1日以降にと畜された牛は性別のみ法の対象となる届出(ただし、法施行に伴う再届出であり集計時点では確認作業中)、12月1日以降に生まれた牛は性別、生年月日とも法の対象となる届出に基づくものである。

飼料安全法の規制体系の概要



BSEまん延防止に係る飼料規制の概要

(平成16年5月現在)

肉骨粉等

- ア 反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用停止 (通知、平成8年4月)。
- イ 反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止 (省令、平成13年9月)
- ウ 肉骨粉等について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止 (通知、平成13年10月)。
- エ その後、法的に規制するとともに、国内の肉骨粉等の取扱いについては、科学的見地に基づき随時見直しを実施 (省令、平成13年10月以降)。
- オ 豚由来肉骨粉等の豚、鶏、養魚用の飼料利用についての食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼 (通知、平成15年11月)。

魚粉

- ア 念のための措置として、魚粉を用いた牛用飼料の製造・出荷を一時停止 (通知、平成14年2月)。
- イ 交差汚染防止対策として、魚粉の大臣確認制度導入と反すう動物用飼料への利用を禁止 (省令、平成16年1月)。

動物性油脂

- ア 不溶性不純物の含有量が重量換算で0.15%以下、牛

の代用乳については同0.02%以下のものに使用を限定 (通知、平成13年12月)。また、同内容を法的に規制 (省令、平成14年8月)。

- イ 死亡牛に由来する油脂の利用中止、牛用飼料に用いる牛由来の油脂については0.02%以下のものに限定 (通知、平成15年4月)。
- ウ 牛のせき柱及び死亡牛を動物性油脂の原料から排除するため、大臣確認制度を導入 (省令、平成16年5月1日施行(ただし、平成16年6月30日まで経過措置))。

配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を法的に規制 (省令、平成15年7月1日施行(ただし、平成17年3月31日まで経過措置))。

混入防止のガイドライン

交差汚染防止対策の徹底を図るため、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定 (通知、平成15年9月)

(内容)

- ・反すう動物用飼料の取扱場所、製造・保管施設、輸送車両の専用化
- ・製造・保管施設等の洗浄
- ・飼料業務管理規則の備付け など

飼料安全法の対象家畜に、しか、めん羊、山羊を追加。

(政令、平成15年7月1日施行)

飼料原料の給与規制対象品目 < 概要 >

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛	豚	鶏	養魚
乳、乳製品、卵、卵製品 ゼラチン及びコラーゲン (農林水産大臣が確認したもの)	ほ乳動物、 家きん				
魚粉等(農林水産大臣が確認したもの)	魚介類	×			
血粉、血しょうたん白 (農林水産大臣が確認したもの)	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×			
	家きん	×			
肉骨粉、肉粉、臓器粉、蒸製骨粉 加水分解たん白 蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かす	ほ乳動物、 家きん、 魚介類	×	×	×	×
チキンミール、フェザーミール (農林水産大臣が確認したもの)	家きん	×			
食品残さ (農林水産大臣が指定した品目)	ほ乳動物、 家きん、 魚介類	×			×
骨灰、骨炭、第2リン酸カルシウム (鉱物由来、脂肪たん白を含まないもの)					

動物性油脂の規制状況

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	牛 用		豚 用	鶏 用	養魚 用
		代用乳	その他			
動物性油脂	特定動物性油脂(注1)					
	イエローグリス(注2)	×	×			
	牛のせき柱・死亡牛(注3)由来		×	×	×	×
	豚、鶏由来	×				
油脂	回収食用油(注4)					
		0.15	×	×		
その他	魚油(注6)	-				
	植物性油脂	-				

注1 食用の肉から採取した脂肪由来であり、不溶性不純物0.02%以下のもの
 注2 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。牛のせき柱及び死亡牛が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもののみ飼料利用可(H16.5.1前に製造された飼料は、H16.6.30までは飼料利用可)。

注3 農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛

注4 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できるもののみ飼料利用可

注5 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可

注6 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

飼料製造工場数及び独立行政法人肥飼料検査所による立入検査実施状況

(平成14年度)

表1：飼料製造工場数及び検査実施状況

	承認配合飼料 工場 (注1)	その他の配混合 飼料工場(注2)	単体飼料 工場(注3)	その他の 場所(注4)	合 計
飼料製造工場数 (注5)	146	527	935	-	-
検査実施事業場数 (のべ箇所数)	220	75	232	140	667

表2：収去試料件数及び試験成績

	配混合飼料	単体飼料	飼料添加物	合 計
収去試料件数	773	677	168	1618
うちBSE防止に係る 基準・規格検査実施件数	294	242	0	536
うちBSE防止に係る 基準・規格不適合件数	0	4 (注6)	-	4

注1 承認配合飼料工場：関税定率法に基づいて承認された配合飼料製造工場

注2 その他の配混合飼料工場：承認配合飼料工場以外の配合飼料又は混合飼料の製造工場

注3 単体飼料工場：動物質性飼料、動物性油脂、植物油かすなど単体飼料原料の製造工場

注4 その他の場所：飼料添加物工場、港湾サイロ、倉庫など

注5 飼料製造工場数は、都道府県の報告に基づき集計した工場数

注6 魚粉へのフェザーミル混入による違反1件、動物性油脂中の不溶性不純物含有量の成分規格超過による違反3件

死亡牛BSE検査(サーベイランス)の結果について

年度別検査頭数および検査結果

年 度	陽性	陰性
平成 13年度 (H13.10.18 ~ H14.3.31)		1,095
平成 14年度 (H14.4.1 ~ H15.3.31)		4,315
平成 15年度 (H15.4.1 ~ H16.3.31)	1	48,415
平成 16年度 (H16.4.1 ~ H16.4.30)		7,393
合 計	1	61,218

ELISA陽性例 (確定診断で陰性)

陽 性 年 月	頭 数
平成14年7月	2頭
平成14年8月	1頭
平成15年6月	1頭

平成 15年 4月 1日から平成 16年 4月 30日までの 検査頭数の月齢(年齢)別内訳

月 齢 (年 齢)	陽 性	陰 性
24か月齢 ~ (2歳 ~)		8,798
36か月齢 ~ (3歳 ~)		5,754
48か月齢 ~ (4歳 ~)		6,998
60か月齢 ~ (5歳 ~)		7,945
72か月齢 ~ (6歳 ~)		7,572
84か月齢 ~ (7歳 ~)	1	6,738
96か月齢 ~ (8歳 ~)		4,048
108か月齢 ~ (9歳 ~)		7,222
不 明		733
合 計	1	55,808

平成16年3月5日に北海道における死亡牛等のBSE検査でエライザ検査陽性となった乳牛1頭について、3月7日に確定検査を行ったところ陽性となったことから、3月9日に開催された食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第1回プリオン病小委員会においてBSE患畜であることが確認された。死亡牛等のBSE検査によって感染が確認された国内初の事例である。

農場段階における死亡牛BSE検査におけるELISA陽性例

ELISA 検査日	ELISA値	カットオフ値	当該牛概要			ウイスタンフ ロット検査	免疫組織 化学的検査
			畜種	性別	月齢		
H14年7月	0.223 0.21 0.206	0.223 0.22275	ホルスタイン	雌	92	陰性	陰性
H14年7月	0.274 0.247 0.236	0.22275 0.22775	ホルスタイン	雌	34	陰性	陰性
H14年8月	0.213 0.266 0.259	0.23 0.231	ホルスタイン	雌	162	陰性	陰性
H15年6月	0.253 0.275 0.282	0.23 0.234	ホルスタイン	雌	54	陰性	未検査 (材料不適)